

# 筑波大学附属病院陽子線 施設整備運営事業

落札者決定基準

令和2年7月31日

国立大学法人 筑波大学

# — 目 次 —

<b>1. 落札者決定方法の概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 決定方式.....	1
(2) 審査方法.....	1
(3) 審査委員会の位置づけ.....	1
(4) 落札者の決定.....	1
<b>2. 審査の手順</b> .....	<b>2</b>
(1) 第一次審査.....	3
(2) 第二次審査.....	3
(3) 第三次審査.....	3
(4) 落札者の決定.....	5

---

国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）が筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定するための考え方を示したものである。

## 1. 落札者決定方法の概要

### (1) 決定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から施設維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、入札価格及び提案内容を総合的に評価し落札者を決定する。

入札は、国立大学法人筑波大学財務規則（平成30年12月20日 法人規則第51号）第69条第2項、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成30年法人規程第74号）第60条第2項に基づく総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

### (2) 審査方法

事業者の選定は、三段階の審査により実施し、第一次審査として競争参加資格確認審査を行う。第二次審査として入札金額の適格審査を行う。第三次審査として提案内容審査（必須項目の適格審査、加点項目審査、総合評価値の算定）を行う。なお、競争参加資格確認審査は、入札金額の適格審査及び提案内容審査のための入札提案書の提出を受ける入札参加者を選定するためにのみ行うものであって、競争参加資格確認審査の具体的な内容を提案内容審査に持ち越さないものとする。

### (3) 審査委員会の位置づけ

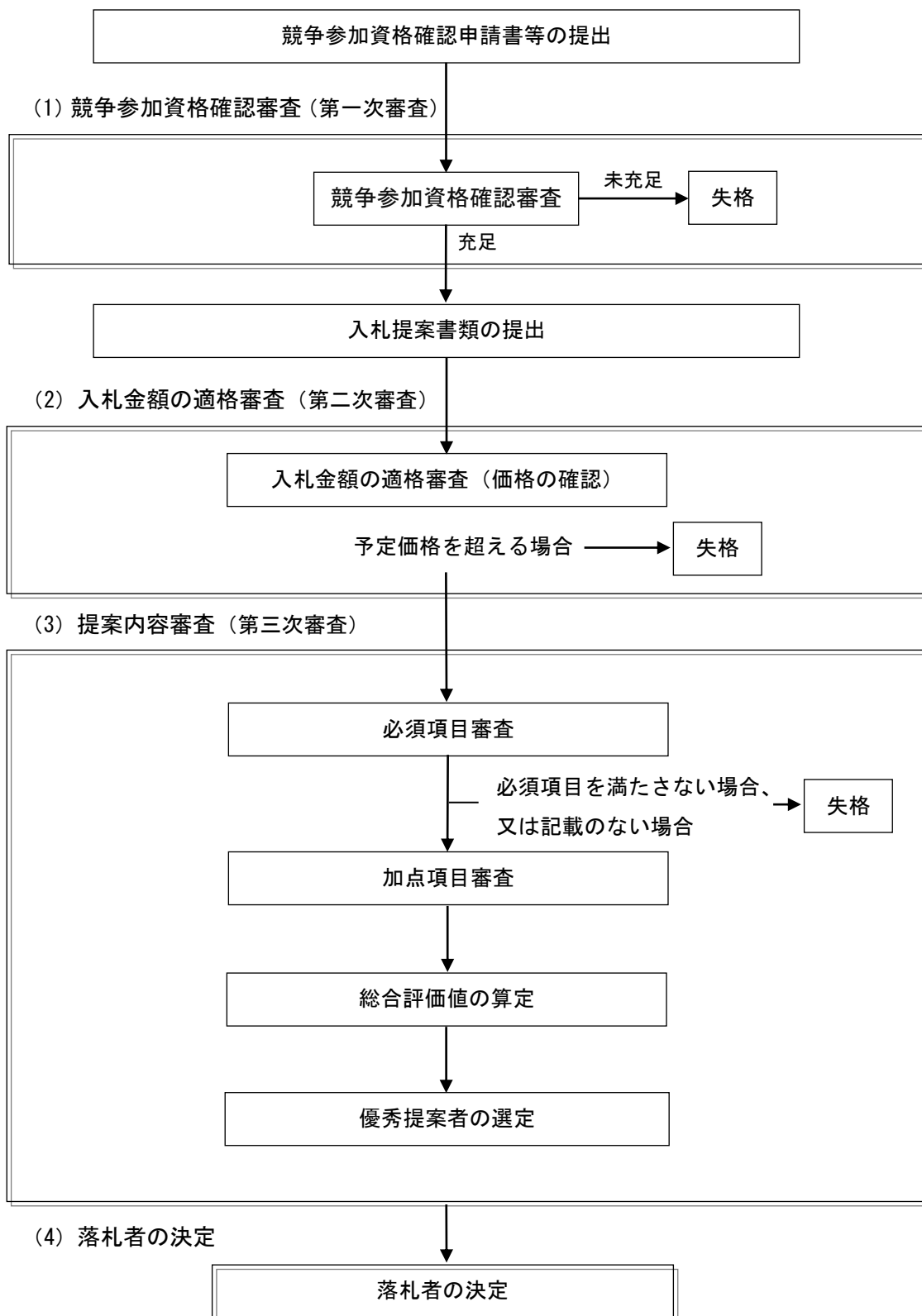
提案内容の審査にあたっては、大学に設置した学識経験者・大学職員等で構成する「筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、施設整備能力、調達する陽子線装置等の性能、施設維持管理能力、運営能力及びその他の条件等の審議を行い、最も優れた提案を選定する。

### (4) 落札者の決定

大学は審査委員会の審議を踏まえ、落札者を決定する。

## 2. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。



※ 関心表明書を提出した事業者及び、参加表明書を提出した応募者を対象に、大学との意思の疎通を図ることを目的として、書面による質問・回答及び説明会（個別対話）を実施する予定である。

---

## (1) 第一次審査

### 1) 競争参加資格確認審査

入札説明書に示す応募者の備えるべき競争参加資格の要件を満たしているかどうかを審査する。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、当該応募者を失格（競争参加資格がない。）とする審査の方法は以下のとおりである。

- ・ 入札説明書に規定する応募者の構成に関する要件が満たされていることを確認する。
- ・ 入札説明書に規定する基本的参加資格要件が満たされていることを確認する。
- ・ 入札説明書に規定する構成企業別の参加資格要件が満たされていることを確認する。

## (2) 第二次審査

### 1) 入札金額の適格審査

競争参加資格の要件を満たすことが確認された入札参加者から提出された入札提案書類に記載された入札金額に基づき算定される契約金額が、大学が策定した予定価格（契約金額の上限）の範囲内であることを確認する。予定価格（契約金額の上限）を超える場合は、当該入札参加者を失格とする。

全ての入札参加者の入札金額に基づき算定される契約金額が予定価格（契約金額の上限）を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、再入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。

## (3) 第三次審査

入札金額に基づき算定される契約金額が予定価格（契約金額の上限）の範囲内であることが確認された入札参加者から提出された入札提案書類の内容を審査する。審査にあたり提案書の文書と図等による記載内容に齟齬がある場合には、文書による記載内容を優先するものとする。

なお、審査にあたってはプレゼンテーション・ヒアリングを行うことを予定しているが、総合評価値の算定対象としない。

### 1) 提案審査

#### 7 審査の枠組みと提出資料

提案内容審査は、「必須項目審査」と「加点項目審査」の二段階審査とし、これらについて「技術評価点」として評価する。

提案内容審査の提出資料は評価項目に沿って作成するものとし、「必須項目審査」、「加点項目審査」に共通して使用する。具体的な提案内容は別紙1、2の通りとし、記載要領は「提案書作成要領」に示す。

#### 【提案内容審査の項目】

本事業への取り組み姿勢	
事業の安定的継続に向けたプロジェクトの管理・調整	・適切な事業管理体制 ・確実な事業計画・資金調達

	・リスク対応の適切性
新陽子線治療装置の早期かつ安全な稼働	・早期かつ確実に業務を履行するための仕組み
新棟整備、既存棟改修の双方について、各種条件下での最適な施設計画の策定	・医療サービスの向上に資する施設計画 ・設計・施工段階における品質確保の工夫
大学が目指す新陽子線治療施設の機能を満たす陽子線治療装置等の性能	
事業期間中にわたる安定稼働と診療制限につながる故障の最小化	・安定稼働のための工夫・配慮 ・大学の円滑な業務を支援する運転管理の仕組み ・診療制限につながる故障を最小化する保守管理の仕組み
事業期間中にわたる施設の安定的な使用	
その他、特徴的・追加的な提案	

#### イ 必須項目審査

審査委員会は、必須項目の適格審査において、入札参加者より提出された提案書の内容が、入札説明書等で規定されている要求水準を充足しているか、要求水準を満たすための基本的能力を有するかについて審査を行う。1項目でも必須項目を充足していない場合又は必須項目について記載のない場合は、当該入札参加者を失格とする。

提案が必須項目を充足している場合は、基礎点[500]点を付与する。

#### ウ 加点項目審査

入札提案書類のうち大学が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、程度に応じた得点（加算点）を付与する。加算点は[500]点満点とする。

加点項目審査の評価の視点ごとに設定した配点の付与方法については、以下に示す4ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与するものとする。

#### 【加点項目審査の得点付与方法】

評価ランク		得点
A	評価に値する特に優れた提案がなされている	当該項目の配点×100%
B	評価に値する優れた提案がなされている	当該項目の配点×70%
C	評価に値する提案がなされている	当該項目の配点×30%
D	評価に値する提案はない。	当該項目の配点×0%

## 2) 優秀提案者の選定等

### 7 総合評価値の算定

第三次審査の対象となった各入札参加者について、基礎点と加算点を合計した得点を入札価格で除して得た数値（以下「総合評価値」という。）を算出する。

---

#### イ 優秀提案者の選定

総合評価値が最も高い提案者を優秀提案者として選定する。

#### (4) 落札者の決定

大学は審査委員会の審議を踏まえ、落札者を決定する。